

むかし、むかしあるところに
おじいさんとおばあさんが
なたい土地に住んでいました。
しがたい土地の草とりは
とても大変です。
となり村の花を咲かせる
セミナーから帰った
おじいさんは定期借地権の
種をまきました。
すると、雑草は消えて
みるみるうちに
花が咲きました。



定期借地権は、土地所有者に有利な制度です

- ①土地は期限後に必ず更地化して返還されます。
- ②保証金や権利金、もしくは敷金が入ります。
- ③毎月地代が入ります。
- ④資金が不要で経営リスクがありません。
- ⑤固定資産税が大幅に軽減されます。
- ⑥相続対策上のメリットも種々あります。

あなたの土地に花を咲かせるセミナー！！

花を咲かせるセミナーで永いおつきあい

投資リスクの少ない土地活用「定期借地権」について、
またその活用事例のご紹介など、
これからの土地活用に重要なヒントとなるセミナーです。

と き／平成21年10月3日（土）
13:30開始（13:15受付）

ところ／アクトシティ浜松 62研修交流室
（楽器博物館6F）

駐車場／アクトシティの駐車場をご利用下さい

内 容／●13:30～15:30
これからの土地活用・定期借地と節税、
活用事例のご紹介
●15:30～16:30
質疑・個別相談など
※税務に関する事柄も承ります。

対 象／●市街化区域内に土地を所有されている方
●市街地緑辺集落内に土地を所有されている方

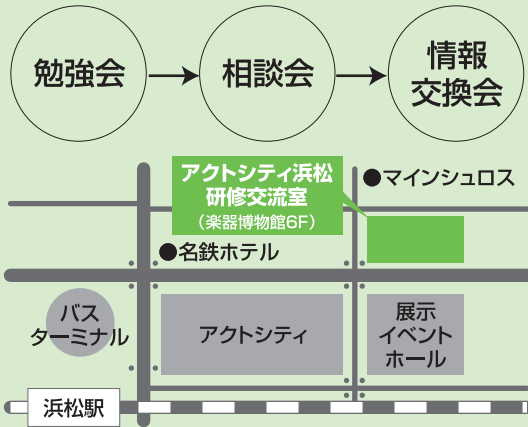
講 師／西京 健一氏



プロバティアート株式会社代表。
弁護士事務所、司法書士事務所、土地
家屋調査士事務所勤務後、土地
活用ならびに建築、不動産ビジネス
コンサルタントとして独立。主に賃貸住
宅経営や定期借地権活用建築、不
動産ビジネスコンサルティングを行う。

主な著作及び刊行物

「定期借地権マニュアル」「コーポラティブマニュアル」「定期借地
権の驚くべきメリット」「賃貸住宅経営の驚くべきメリット」他多数



参加者募集中！
参加無料

IG イートーフ・グループ
YOI定借センター
株式会社パナホーム静岡
第一伊藤建設株式会社

本 社
〒430-0926 静岡県浜松市中区砂山町 324-8
第一伊藤ビル8階 Tel. (053) 451-3153

セミナーのお問い合わせ 参加希望の方は・・・

YOI定借センター ☎053-451-3153

浜松市中区砂山町 324-8
第一伊藤ビル8階浜松駅南口そば